

依ツテ組織スルモノトシ産業別労働組合、單位ニシテ既成産業別組合アル場合本組合ヲ離レソレニ合同スルモノトス、若シクハ合同スベキ既成組合無キ場合同一産業ニ屬スル工場委員會三ヶ以上ヲ以テ新ニ産業別労働組合ヲ作り本組合ヨリ獨立スルモノトス

第五條 本規約第三條第一項ノ目的ヲ達セン為メたノ部

開キ置ク

一、職業紹介部、二、争議部、三、出版部、四、組織部、五、教育部、六、宣傳部

第六條 本組合ニ加入セント欲スルモノハ本組合規定ノ様式ニ從ヒ加入書ヲ作り加入金貰拾錢ヲ添ヘテ本部又ハ支部ニ申込ハ事

第七條 本組合員ニシテ脱會セントスル場合ハ其理由：

ア明記シ組合員章及徽章ヲ添ヘテ本部又ハ支部ニ申込ハ事

第八條 本組合員ハ左ノ権利義務ヲ有ス

本部支部役員ノ被選出權、選出權、隨時解任權及セ討論、投票、決議、自由、規定、組合費ヲ前納シ本組合ノ規約及決議ヲ絶對ニ遵守スルノ義務

第九條 本組合ニ左ノ機関ヲ設ク

大會 大會ハ本組合、最高、機関ニシテ年一回定期ニ

之ヲ開催ス

但シ緊急必要アル場合ハ臨時大會ヲ開ク事ヲ得

大會ハ本部役員各専門委員、各支部代表者代議員ヲ以テ組織ス

代議員、選出方法ハ各支部ヨリ組合費完納組合員